

証券コード7621
2026年6月9日
(電子提供措置の開始日2026年6月2日)

株 主 各 位

東京都八王子市南浅川町3426番地
株 式 会 社 **う か い**
代表取締役社長 紺 野 俊 也

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますことをご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

《当社ウェブサイト》

<https://www.ukai.co.jp/corporate/ir/meeting.html>



《東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）》

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※上記にアクセスいただき、銘柄名（会社名）に「うかい」又はコードに「7621」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知 / 株主総会資料」よりご確認くださいませようお願い申し上げます。



なお、当日ご出席いただけない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページから4ページに記載の「議決権行使のご案内」にしたがって、2026年6月25日（木曜日）午後6時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日） 午前10時（受付開始午前9時00分）
2. 場 所 東京都八王子市旭町14番1号
京王プラザホテル八王子 5階「翔王」
3. 目的事項
報告事項 第44期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
4. 議決権の行使について
- (1)株主様は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますので、ご了承ください。
 - (2)議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - (3)インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本招集ご通知を当日会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会におけるお土産品等の配布はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎株主総会議の結果は、当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。
 - ◎会社法改正により、電子提供措置事項について1ページに記載の各ウェブサイトにてアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。今後につきましては、電子提供制度の周知の状況等を総合的に勘案しながら判断してまいります。

【電子提供制度に関するお問い合わせ先】

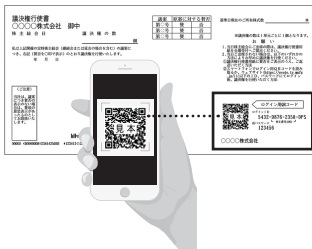
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電子提供制度専用ダイヤル
電話：0120-696-505（通話料無料）／ 受付時間：平日午前9時～午後5時（土日祝日等を除く）

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※[QRコード]は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合がございます。

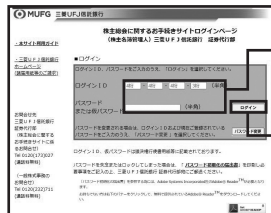
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027

(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度（2025年4月1日～2026年3月31日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、個人消費を中心として緩やかな回復基調で推移しました。一方で、物価上昇の長期化による個人消費への影響に加え、海外経済の動向や金融政策の先行きなど、依然として不透明な要因が残る状況となりました。加えて、中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー価格の変動リスクも意識される状況となり、先行きについては引き続き注視が必要な環境にあります。

当社が属する外食産業においては、インバウンド需要が引き続き堅調に推移し、都市部を中心に来店機会を下支えする要因となりました。一方で、慢性的な人手不足による人件費の上昇や原材料価格の高止まりなどにより、業界を取り巻くコスト環境は依然として厳しく、慎重な経営判断が求められる状況が続いております。また、物価上昇を背景とした消費者の節約志向も継続しており、外食需要の動向については引き続き注視が必要な状況にあります。

このような経営環境のもと、当社は期初に策定した「長期経営構想2035」および「中期経営計画2030」に基づき、既存事業の収益性向上と新たな成長機会の創出に取り組んでおります。当事業年度においては、中期計画の重点領域である新業態開発や人材育成に向けた基盤整備を着実に進めるとともに、2025年10月1日付で文化事業『箱根ガラスの森』を承継先へ移管し、事業ポートフォリオの再構築を推進いたしました。なお、契約期間満了に伴い、2026年3月31日をもって『東京 芝 とうふ屋うかい』を閉店しております。

こうした経営環境のもと、当事業年度の業績は以下の通りとなりました。売上高は13,570百万円（前事業年度比0.8%増）となり、概ね前事業年度並みの水準で推移いたしました。一方、各種コストの動向を注視しながら事業運営を行った結果、営業利益は831百万円（前事業年度比15.2%増）、経常利益は846百万円（前事業年度比21.0%増）となりました。また、当事業年度においては、事業譲渡益24百万円を特別利益として計上した一方、『東京 芝 とうふ屋うかい』の閉店決定に伴い、店舗閉鎖損失引当金繰入額239百万円を特別損失として計上いたしました。これらの結果、当期純利益は295百万円（前事業年度比115.8%増）となりました。

② 当事業年度の業績全般

	売上高 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)	1株当たり 当期純利益 (円)
2025年3月期	13,462	699	136	24.41
2026年3月期	13,570	846	295	52.64
成長率	0.8%	21.0%	115.8%	115.6%

事業の種類別セグメントの状況は次のとおりになります。

[レストラン事業部]

レストラン事業部は、外食市場が堅調に推移するなか、各ブランド・各店舗の特色を活かした販促活動を継続し、来店機会の創出に努めてまいりました。また、食に対するニーズの多様化が進む環境下において、最上のおもてなしの質を維持・向上するため、コース内容やサービス料を含む価格体系の見直しや、運営体制の適正化にも取り組みました。

こうした取り組みはお客様お一人おひとりの体験価値の向上につながり、売上の底上げに寄与しました。一方で、既存店舗の来客数は全体として前年水準を下回り、さらに2024年11月末の『うかい竹亭』閉店により、当該店舗分の売上は期中で消失しております。

こうしたマイナス要因はあったものの、客単価の上昇が売上を下支えし、レストラン事業部の売上高は11,022百万円（前事業年度比4.2%増）と増収での着地となりました。

[物販事業部]

物販事業部は、既存店舗の一部において新規出店等による需要の分散がみられたものの、製菓部門を中心とした外販製菓の伸長に加え、『アトリエうかい グランスタ東京』の新店寄与や、西日本エリアにおける百貨店での長期催事への出店が売上の押し上げに寄与しました。また、EC販売についても引き続き安定的に推移しております。

一方で、『アトリエうかい たまプラーザ』が2024年8月末の契約満了に伴い閉店した影響はありましたが、全体への影響は限定的なものにとどまりました。

以上の結果、物販事業部の売上高は、1,994百万円（前事業年度比11.1%増）となりました。

[文化事業部]

文化事業部につきましては、2025年10月1日付で文化事業『箱根ガラスの森』を他社へ事業承継したことにより、当事業年度における計上対象期間が前事業年度と異なっております。

以上の結果、文化事業部の売上高は552百万円（前事業年度比49.3%減）となりましたが、これは主として事業承継に伴う計上期間の相違によるものです。

(事業部別販売実績)

(単位：千円)

区 分		金額	前期比	構成比
レストラン事業部	う か い 鳥 山	1,229,191	109.5%	9.1%
	とうふ屋うかい 大和田店	465,060	102.9	3.4
	とうふ屋うかい 鷺沼店	550,402	103.9	4.1
	東京 芝 とうふ屋うかい	2,566,193	113.5	18.9
	銀座 kappou ukai 肉匠	289,722	116.5	2.1
	六本木 kappou ukai	305,372	101.4	2.3
	八 王 子 う か い 亭	774,988	104.0	5.7
	横 浜 う か い 亭	983,695	96.8	7.2
	銀 座 う か い 亭	1,221,482	105.7	9.0
	あ ざ み 野 う か い 亭	758,237	110.3	5.6
	表 参 道 う か い 亭	872,400	98.9	6.4
	グリルうかい 丸の内店	343,194	102.4	2.5
	ル・プーレ ブラッスリーうかい	185,807	107.4	1.4
	六 本 木 う か い 亭	386,668	102.5	2.8
そ の 他	90,311	116.3	0.7	
小 計		11,022,729	104.2	81.2
物販事業部	物 販 事 業 部	1,994,804	111.1	14.7
	小 計	1,994,804	111.1	14.7
文化事業部	箱 根 ガ ラ ス の 森	552,503	50.7	4.1
	小 計	552,503	50.7	4.1
合 計		13,570,037	100.8	100.0

(注) レストラン事業部の小計及び合計の前期比については、前事業年度に閉店した『うかい竹亭』の販売実績金額を含めて算出しております。

③ 設備投資の状況

当社は、ブランド価値の更なる向上と競争力強化を図るため、計画的に設備投資を実施し、各事業における設備の改善・充実を行っております。

当事業年度の設備投資額は、総額971百万円となりました。主なものは、物販事業の強化に向けた新工場の建設733百万円および既存事業における老朽設備の更新等でありませす。なお、新工場の建設は当事業年度末時点で継続しております。

また、当事業年度において重要な設備の売却はありません。

④ 資金調達の状況

該当事項はありません。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当事業年度において、当社は、2025年10月1日を効力発生日として、当社が運営していた『箱根ガラスの森美術館』に係る文化事業を、株式会社箱根ガラスの森リゾートに会社分割（簡易吸収分割）により承継いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第41期 (2023年3月期)	第42期 (2024年3月期)	第43期 (2025年3月期)	第44期 (2026年3月期)
売 上 高 (千円)	12,652,433	13,326,031	13,462,859	13,570,037
経 常 利 益 (千円)	852,697	866,810	699,433	846,075
当 期 純 利 益 (千円)	918,253	870,078	136,924	295,495
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	163.82	155.23	24.41	52.64
総 資 産 (千円)	11,256,451	10,760,484	10,901,234	10,473,147
純 資 産 (千円)	3,900,051	4,699,767	4,769,015	5,016,432
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	695.57	838.26	849.86	893.10

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

① 経営方針

当社は企業理念として、基本理念「利は人の喜びの陰にあり」、経営精神「当社にかかわるすべての人々を大切に、そしてそのすべての人々により大切にされる企業でありたい」、店舗理念「100年続く店づくり」を掲げております。ステークホルダーの皆様を大切に、そして大切にされる企業になることこそ100年続く企業への道筋であると考え、全従業員がこの理念を共通の指針として行動し、当社の事業活動を通して多くの方に喜び、感動、豊かさ、絆、和みなどをご提供することで社会に貢献することを第一義に、魅力ある企業をつくりあげてまいります。

② 経営環境

当事業年度（2025年4月1日～2026年3月31日）におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果を背景に、個人消費や設備投資に下支えされながら、緩やかな成長を続けることが期待される一方で、国内においては、物価上昇の継続による実質所得への影響、慢性的な人材不足にともなう人件費の上昇、金利・為替動向、国外においては、米国の通商政策の動向、ロシア・ウクライナ情勢ならびに中東情勢をはじめとする地政学リスク、原油・原材料価格の変動等に引き続き十分留意する必要があります。景気の下振れリスクを注視していく必要があります。

当社が属する外食産業においては、以上の経済状況に加え、国内消費者数の減少による内需の縮小、国内外食市場の成熟化、物価上昇を背景とした節約志向と選別消費の進行をはじめとする行動変容、インバウンド需要の拡大と広がり、気候変動と持続可能性を考慮した規制強化、食分野におけるフードテック・AIへの対応をはじめとするデジタル活用の進展等、当社を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、多方面での取り組みが必要になると考えております。

③ 長期経営構想2035 / 中期経営計画2030

当社が属する外食産業を取り巻く環境は、かつてない速度で変化し続けています。国内市場においては少子高齢化による労働者数や消費者数の減少が進み、競争が激化するなかで外食市場の成熟化が進展しています。従来のビジネスモデルでは成長を維持することが難しくなりつつあり、革新的な戦略の策定が求められています。当社は、既存事業の安定した収益基盤のもとで新規事業を創出、発展させていくという方針を掲げており、「食」に関わる企業として日本の食文化の発展に貢献できる、収益性と成長性を兼ね備えた企業を目指しております。その実現のためにも、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた当事業を回復軌道に乗せたうえで、その後の成長戦略に繋げていくための取り組みを推し進めることは喫緊の課題であります。

新型コロナウイルス感染症の収束に伴う社会経済活動の正常化は、消費者ニーズに大きな変化をもたらしました。外食業界においては、利便性を重視したデジタルオーダーの普及や、新しいライフスタイルに適應したサービス提供が求められています。加えて、食の安全性や健康志向の高まりにより、提供するメニューや食材の選定にも新たな基準が必要となるなど、消費者の価値観の変容が顕著になっています。

さらに、気候変動と持続可能性を考慮した規制強化が進むなか、環境負荷の低減を目指した取り組みが企業の競争力を左右する要因となっています。食品ロス削減、持続可能な調達、エネルギー効率の向上など、環境対応への責任を果たすことが求められています。

また、テクノロジーの進化は外食産業にも大きな影響を与えており、フードテックやAIを活用した業務効率化が重要な経営課題であり、食材の選定・管理、顧客体験の向上、労働環境の改善など、多方面での技術活用が経営の持続性を左右する時代となっています。

このような変化のなかで、当社は未来を見据え、長期的な成長を実現するための長期経営構想2035（10年後の2035年にありたい姿）を策定しました。策定した長期経営構想は「多様な食の業態に携わり、永続企業・ブランドを築き、すべての人に笑顔や感動、幸せな時間をプロデュースする」、この構想を実現するための行動指針として「未来に向かって前に進む」を掲げます。この長期経営構想を実現するため、重点施策として定めた「収益力の向上」と「人材力の強化・現場環境の充実」を好循環させることで、ブランド価値の向上、人材育成、新たな収益源の確立など、企業としての成長戦略を推進し、持続可能なビジネスモデルの構築と中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

〔長期経営構想〕

「多様な食の業態に携わり、永続企業・ブランドを築き、すべての人に笑顔や感動、幸せな時間をプロデュースする」

〔長期経営構想2035で目指す姿〕

(イ) うかいブランドを核とし、時代の変化に順応できる構造を築く

「うかい鳥山」や「うかい亭」に代表される、これまでのハイブランド店舗に捉われず、複数の飲食事業を立ち上げ、展開することで、時代の変化に順応できる構造を築いてまいります。またブランドの持つ独自性や価値を維持しつつ、多様なターゲットに向けたビジネスを展開し、より広範囲な市場にアプローチできるようにします。たとえば、従来のお客様層から間口を広げた新業態の立上げやブランドプロデュース事業も視野に入れることで、リスク分散と成長機会の拡大を図ります。

(ロ) うかいブランドと新規事業の相互活用

新規事業への投資は単なる拡大戦略ではなく、うかいブランド自体の成長に貢献するものとして考えます。新規事業で得られたデータを既存事業にフィードバックすることで、既存店舗のサービス品質向上に役立て、ブランド全体の競争力を高めてまいります。

(ハ) 事業間のシナジーを意識し、基盤を確立する

複数の事業を展開する場合、それぞれの事業が相互に影響し合い、価値を高め合うことが重要になります。そのため、既存事業、新規事業が価値を高め合い、成長スピードを加速し、企業全体としての強固な経営基盤を築いてまいります。

〔行動指針〕

〔未来に向かって前に進む〕

- ・2024年に創業60周年を迎え、創業第2章として、伝統と革新を内に秘め、未来に向かって、前に進む。
- ・既存の手段や仕組みに囚われず、自由に発想し新しいことに挑戦する。
- ・攻めの姿勢を心がけ、失敗を恐れずに挑戦し続ける。
- ・社内外に志を共にできる同士を作り、共創を心掛ける。

〔重点施策〕

(イ) 収益力の向上

- ・東京芝とうふ屋うかいの閉店を踏まえ、収益力の向上に今一度、集中する。
- ・既存のレストラン、物販事業に加え、子会社を中心とした新たなビジネスモデルの開発を進め、新たな収益の源泉を確立する。
- ・新たな収益の源泉を確立することで、もう一つの重点施策（人材力の強化と現場環境の充実）へ投資することが可能となる。

(ロ) 人材力の強化と現場環境の充実

- ・国内外で高い価値・信頼がある「うかいブランド」は、品質とサービスの高さに裏打ちされ、当社で働く従業員によって支えられている。そのため、ブランドの維持・強化には人材育成と働きやすい現場環境の整備が不可欠になる。
- ・当社を選択し、働いてもらう環境整備（人材育成、社内制度等）を継続し、加えて、時代に合わせた現場環境の充実を図ることで、従業員の満足度を向上させ、優秀な人材を確保する。例として、2025年度に開講した社内教育制度「UKAI Global Academy（うかいグローバルアカデミー）」を通じて、料理・サービスのプロフェッショナル人材の育成を推進する。
- ・働きやすさが向上することで、従業員が集まり、定着率が上がり、店舗運営の質を向上させ、より良いサービスを提供することができる。
- ・結果として収益力が向上し、企業のさらなる成長や新規事業への投資が可能になり、また従業員をはじめ株主様やお客様等のステークホルダーの皆様還元することができる。

[中期経営計画2030]

長期経営構想2035の実現に向けて、2030年のあるべき姿をバックカスティングし、2025～2030年までの5ヶ年を中期経営計画2030と設定しました。中期経営計画では2025年4月3日に設立した子会社（株式会社UKAlzm corporation）による新規事業の創出と物販事業を成長の柱と位置づけ、積極的に強化・拡大してまいります。

(イ) UKAlzm

UKAlzmは新たな企業価値の創造を目指し、新規事業の創出を目指します。「うかい」の既成概念にとらわれず、自由な発想で新しい事業を立ち上げ、展開していくことで、さらなる事業拡大を図ります。この新規事業の創出は、当社の持続的な成長を支える重要な要素となります。既に一部、実績を上げており、うかいブランドにまで波及する効果を期待できると考えております。

展開を予定している事業は主にブランドプロデュースと新業態開発になります。これまでの海外展開での経験、改良点を活かし、国内・海外で新たなブランドプロデュース戦略を実施します。今後は業務提携だけではなく、コンサルティング業の展開も検討しております。新業態開発はこれまでのハイブランド店舗から、お客様層を広げて日常的に利用できるようなセカンドブランド店舗を多店舗展開し、マルチブランド戦略の実施いたします。そのほか既存レストラン事業では使用しない周辺食材をフル活用し、スケールメリットも効く業態や、既存レストラン事業をリブランディングした業態の創出も実施いたします。これまでのうかいの本質である料理やサービスの品質は変えず、特定料理・テーマに特化した専門店の展開や、少人数、少額投資で運営可能な業態の開発も目指します。

(ロ) レストラン事業

レストラン事業は、当社の基盤となる屋台骨であり、UKAlzmの新規事業展開を支える事業です。レストラン事業が生み出すブランド価値と顧客体験が、UKAlzmの新たなビジネスの可能性を広げる役割を果たします。これまで品質向上の追求・海外事業への挑戦などを実施してまいりましたが、引き続きブランド価値の維持と段階的な拡大を推進してまいります。例えば、ホテルを訪れる海外ゲストをはじめとする様々なお客様に向けて、朝・昼・夜を通じて滞在価値を高める新たな「広場」として、京王プラザホテル内に直営店を出店するなど、これまでにない取り組みを通じて収益機会の拡大を図ります。さらに、UKAlzmの事業活動による好循環で両事業のシナジーを最大化し、収益の向上を実現してまいります。

(ハ) 物販事業

物販事業は、EC販売や関西圏への出店など、多様な施策を展開してまいりました。2025年11月には阪急うめだへ長期催事としてオープンし、関西発の生菓子販売等、当事業年度の売上高増加に寄与しました。しかし、さまざまな出店要請や需要の高まりに

対して十分に答えきれなかった側面もあり、今後は製造キャパシティの拡大が重要となります。そのため、新たな工房「Cafe & Factory HACHIOJI」の設立による生産能力の向上と、新規出店を通じた市場拡大に取り組み、持続的な成長を図ります。新工房は単なる工房ではなく「体験型工房・併設カフェ」として、2026年8月中旬頃稼働を目指します。製造キャパシティの増加により、商品供給量が改善・売上高増加に寄与、見学体験スペースを含むカフェ店舗エリアは地域貢献とブランド発信の役割を担っていく予定です。

④ 長期経営構想2035、中期経営計画2030とサステナビリティ

当社は、社会課題に対する当社の事業価値を明確にするため、ESG経営を推進し、持続可能な社会の実現にステークホルダーの皆様と共に取り組んでおります。また基本理念である「利は人の喜びの陰にあり」を礎に、経営精神「当社にかかわるすべての人々を大切にし、そしてそのすべての人々により大切にされる企業でありたい」と考えており、この基本理念、経営精神と共に、サステナビリティへの取り組みを更に進化させ、パーパス（おもてなしで人を豊かに）の実現を目指すことを目的に、当社が取り組むべき重要課題（マテリアリティ）を以下のように特定しました。当社は、目標とする経営指標に自己資本利益率（ROE）、売上高営業利益率、売上高成長率を設定し、効率的な経営に努めてまいります。今後も国内外食業界の動向を勘案し、業界平均を上回る成長及び収益性の実現とその改善に向けた成長性・収益性の強化、資産の効率的活用に努めてまいります。

- ・食の安全・安心
- ・コンプライアンスの遵守・コーポレートガバナンスの強化
- ・顧客プライバシーの保護
- ・仕事への誇りや働き甲斐が持てる労働環境づくり
- ・人財育成・イノベーションの創出
- ・ダイバーシティ&インクルージョンの推進
- ・地域社会への貢献を通じた食文化発展への寄与
- ・循環型経済への貢献・廃棄物、食品ロスの削減
- ・低炭素社会への貢献・省エネ活動の推進
- ・持続可能な水資源の利用
- ・生物多様性の保護

当社は、長期経営構想2035、中期経営計画2030に加え、以上の基本理念、経営精神、サステナビリティにかかるマテリアリティ等に取り組み、ステークホルダーの皆様にも価値をご提供し、長期経営構想を実現してまいります。

⑤ 経営上の目標と達成状況を判断するための経営指標

長期経営構想2035、中期経営計画2030で重視している経営指標として、売上高、営業利益、営業利益率、自己資本利益率（ROE）、新規事業創出件数の5つを設定しました。

売上高と営業利益の向上は、事業の安定成長を示すものであり、企業の競争力を高めるために欠かせません。営業利益率の改善は、経営の効率性を向上させることを目的としており、持続的な収益性の確保に直結します。また、自己資本利益率（ROE）は、株主価値の最大化を目指す指標として位置づけ、資本の有効活用を重視しています。さらに新規事業の創出は、変化する市場環境に対応しながら、新たな収益源を確保するための鍵となります。

中期経営計画にあたる2030年3月期は売上高14,000百万円、営業利益850百万円、営業利益率6.1%、自己資本利益率（ROE）5.0%、新規事業創出件数5件を目標として定めました。2035年3月期には売上高16,000百万円、営業利益1,200百万円、営業利益率7.5%、自己資本利益率（ROE）8.0%、新規事業創出件数は10件（2030年から純増5件）を目指します。

本経営指標の実現に向けて、重点施策を実行し、売上高の拡大や営業利益の向上を推進してまいります。加えて、積極的な新規事業の開発を進めることで、既存事業の枠を超えた成長機会を創出し、全体の競争力を強化します。今後も市場動向を的確に捉えながら、革新的な取り組みを加速し、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

- ① レストラン事業部
飲食店の経営
- ② 物販事業部
物販商品の開発・製造及び販売

(6) 主要な営業所及び工場（2026年3月31日現在）

本社	東京都八王子市
うかい鳥山	東京都八王子市
とうふ屋うかい 大和田店	東京都八王子市
とうふ屋うかい 鷺沼店	神奈川県川崎市宮前区
銀座 kappou ukai 肉匠	東京都中央区銀座
六本木 kappou ukai	東京都港区六本木
八王子うかい亭	東京都八王子市
横浜うかい亭	神奈川県大和市
銀座うかい亭	東京都中央区銀座
あざみ野うかい亭	神奈川県横浜市青葉区
表参道うかい亭	東京都渋谷区神宮前
グリルうかい 丸の内店	東京都千代田区丸の内

ル・プーレ ブラッスリーうかい
 六本木うかい亭
 アトリエうかい エキュート品川
 アトリエうかい トリエ京王調布
 アトリエうかい 高島屋京都店
 アトリエうかい 高島屋大阪店
 アトリエうかい グラスタ東京
 アトリエうかい 八王子工房

東京都千代田区大手町
 東京都港区六本木
 東京都港区高輪
 東京都調布市
 京都府京都市下京区
 大阪府大阪市中央区
 東京都千代田区丸の内
 東京都八王子市

- (注) 1. 2025年10月1日付で『箱根ガラスの森』について事業承継を実施いたしました。
 2. 2026年3月末日をもって『東京 芝 とうふ屋うかい』を閉店いたしました。

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

当社の使用人の状況

事業区分	使用人数
レストラン事業部	440 (141)名
物販事業部	86 (47)名
全社 (共通)	63 (8)名
合計	589 (196)名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものであります。

使用人数	平均年齢	平均勤続年数
589 (196) 名	38.8歳	8.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社商工組合中央金庫	396,000
株式会社三井住友銀行	352,350
株式会社みずほ銀行	324,110
株式会社三菱UFJ銀行	281,595
株式会社群馬銀行	139,200

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 18,240,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,616,940株 |
| ③ 株主数 | 4,833名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
一 般 社 団 法 人 鷓 飼 家 持 株 会	1,362	24.25
京 王 電 鉄 株 式 会 社	769	13.70
キ ッ コ ー マ ン 株 式 会 社	498	8.88
株 式 会 社 青 山 財 産 ネットワークス	200	3.56
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	100	1.78
株 式 会 社 群 馬 銀 行	72	1.28
多 摩 信 用 金 庫	70	1.26
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	40	0.71
エ ノ テ カ 株 式 会 社	30	0.53
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	28	0.51

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式1,443株を保有しております。
 3. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、社外取締役を除く取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数 (株)	交付対象者 (人)
取締役 (社外取締役を除く)	5,400	4
社 外 取 締 役	—	—
監 査 役	—	—

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2026年3月31日現在)

発行決議日	2007年6月28日
新株予約権の数	7個
目的となる株式の数	700株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間	2007年7月23日から 2037年7月19日まで
行使の条件	①新株予約権者は、上記の権利行使期間内において、原則として当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。 ただしこの場合、新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から当該権利行使開始日より10日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人（新株予約権者の配偶者、子、一親等の直系尊属に限る。）は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
役員（取締役）の保有状況	1名（7個）

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	紺 野 俊 也	事業運営部門管掌 株式会社UKAlzm corporation 取締役
専務取締役	松 崎 城 康	本社管理部門管掌
常務取締役	笹 野 雄 一 郎	事業開発担当 株式会社UKAlzm corporation 代表取締役社長
取 締 役	峰 尾 亨	相談役兼渉外担当
取 締 役	永 田 正	京王電鉄株式会社 相談役 ウエルシアホールディングス株式会社 社外取締役
取 締 役	荒ヶ田 和也	カネシメホールディングス株式会社 取締役
常勤監査役	佐 藤 喜 彦	
常勤監査役	渡 辺 登 美 男	
監 査 役	三 上 安 雄	弁護士 ひかり協同法律事務所代表パートナー
監 査 役	新 田 誠	公認会計士及び税理士 新田誠公認会計士事務所代表 株式会社UKAlzm corporation 監査役

- (注) 1. 取締役永田正氏及び荒ヶ田和也氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役佐藤喜彦氏、監査役三上安雄氏及び新田誠氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役佐藤喜彦氏は、他社で長年にわたり財務部門に従事あるいは管掌した経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役新田誠氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当事業年度末日後に以下の取締役の地位並びに担当及び重要な兼職の異動がありました。

氏 名	新	旧	異 動 日
紺 野 俊 也	代表取締役社長 株式会社UKAlzm corporation 取締役	代表取締役社長 事業運営部門管掌 株式会社UKAlzm corporation 取締役	2026年4月1日
松 崎 城 康	専務取締役 事業運営・管理管掌	専務取締役 本社管理部門管掌	2026年4月1日
笹 野 雄 一 郎	常務取締役 事業開発管掌 株式会社UKAlzm corporation 代表取締役社長	常務取締役 事業開発担当 株式会社UKAlzm corporation 代表取締役社長	2026年4月1日
永 田 正	京王電鉄株式会社 相談役	京王電鉄株式会社 相談役 ウエルシアホールディングス株式 会社 社外取締役	2026年5月19日

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
取締役	齋藤 寿美子	特命担当	2025年6月27日

(注) 齋藤寿美子氏は、2025年6月27日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

(3) 独立役員に関する事項

当社は、取締役永田正氏、荒ヶ田和也氏、常勤監査役佐藤喜彦氏、監査役三上安雄氏及び新田誠氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員が職務の遂行にあたり、全ての取締役及び監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、補填することとされております。ただし故意又は重過失に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

なお当該保険契約が更新された場合、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）に該当します。

(6) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、当社の業績と企業価値の中長期的な向上を実現し、株主の負託に応えるべく、当社の業績、経営環境等を考慮のうえ、担当職務、貢献度、各役員の役位等を総合的に勘案し、適切な水準で決定することを基本方針として、2024年6月27日開催の取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しております。

社内取締役の金銭報酬等は、役位、職務、職責、貢献度、在任年数等に応じた月例の固定報酬と当社の業績、各取締役の担当職務の内容等を考慮した事業年度末の賞与、また非金銭報酬として、譲渡制限付株式報酬（ただし社外取締役は含まない。）で構成し、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。社外取締役の金銭報酬等は、経営への監督機能を有効に機能させるため、原則、月例の固定報酬のみとしております。

監査役の報酬等は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成し、各監査役の報酬額は、監査役会において報酬限度額内の範囲内で個人配分を決議しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、役員の報酬等の額を株主総会の決議によって定める旨を定款で定めており、取締役の金銭報酬限度額は、2006年2月22日開催の臨時株主総会において年額3億80百万円以内（ただし使用人給与は含まない。当該定めに係る取締役の員数10名）と決議されております。非金銭報酬限度額は、2024年6月27日開催の第42回定時株主総会において、金銭報酬とは別枠で、取締役に対し、譲渡制限付株式報酬を付与すること（ただし社外取締役は含まない。当該定めに係る取締役の員数5名）、及び譲渡制限付株式報酬として付与される当社の株式は、年2万5,000株以内とし、その総額は年額1億円以内とすることを決議されております。また譲渡制限付株式報酬は、原則として取締役の任期中の職務に対する報酬として、その選任に係る定時株主総会終結後1か月以内に開催される当社の取締役会で決議され、その決議日の翌日から1か月以内に割り当てるものとしております。

監査役の金銭報酬の額は、2024年6月27日開催の第42回定時株主総会において年額50百万円以内（当該定めに係る監査役の員数4名）と決議しております。

- ③ 基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬割合は、以下のとおりとしております。

役位	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
社内取締役	90%	—	10%
社外取締役	100%	—	—

(注) 社内取締役の個人別の報酬割合は、目安の数値になります。

- ④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等は、取締役会において役員報酬の総額を決議し、各取締役への配分等については、取締役会から委任を受けた代表取締役社長である紺野俊也が決定しております。

各取締役への配分等に関する権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境や経営状況等を最も熟知し、総合的に役員報酬額を決定できると判断したためであります。なお、取締役会は役員報酬が取締役会で決議した総額の範囲内で決定されていることを確認しております。役員報酬等の額又はその算定方法の決定方針については、今後も決定手続き等に関して透明性のある当社にあった役員報酬制度となるよう、引き続き検討していく所存です。

- ⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	173,695 (6,900)	154,273 (6,900)	—	19,421 (—)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	33,585 (14,785)	33,585 (14,785)	—	—	4 (3)
合計 (うち社外役員)	207,280 (21,685)	187,858 (21,685)	—	19,421 (—)	11 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年2月22日開催の臨時株主総会において年額3億80百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。取締役会において報酬限度額内の範囲内で総額を決議し、個人配分は代表取締役社長の紺野俊也が担当職務、貢献度、各役員役位等を総合的に勘案し、決定しております。
2. 上記の取締役の支給人員には、2025年6月27日開催の第43回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 当事業年度末現在の人数は、取締役6名（うち社外取締役2名）、監査役4名（うち社外監査役3名）であります。
4. 非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

⑥ 業績連動報酬に関する事項

当社は、業績連動報酬の支給をしておりません。

⑦ 非金銭報酬の内容

「② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」に記載のとおりです。

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	担当及び重要な兼職の状況
取締役	永田 正	京王電鉄株式会社	相談役	当社の主要株主であり、当社との間には取引関係がありません
		ウエルシアホールディングス株式会社	社外取締役	当社との間に特別の関係はありません。
取締役	荒ヶ田 和也	カネシメホールディングス株式会社	取締役	当社との間に特別の関係はありません。
監査役	三上 安雄	ひかり協同法律事務所	代表パートナー	当社との間に特別の関係はありません。
監査役	新田 誠	新田誠公認会計士事務所	代表	当社との間に特別の関係はありません。
		株式会社 UKAlzm corporation	監査役	当社の100%子会社であり、当社との間には取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	当社での主な活動状況
社外取締役	永田 正	当事業年度において開催された取締役会11回中10回に出席いたしました。長年にわたり経営の第一線に携わっており、企業経営者としての豊富な業務経験と会社経営全般に関する幅広い知見を活かし、出席した取締役会において、付議案件の審議や当社企業価値の向上に資する発言を適宜行っています。
社外取締役	荒ヶ田 和也	当事業年度において開催された取締役会11回中11回に出席いたしました。他社で長年にわたり要職を歴任されており、これまでの豊富な業務経験と幅広い見識を活かし、出席した取締役会において、付議案件の審議や当社企業価値の向上に資する発言を適宜行っています。
社外監査役	佐藤 喜彦	当事業年度において開催された取締役会11回中11回に出席し、監査役会7回中7回に出席いたしました。他社で長年にわたり財務部門に従事あるいは管掌した経験から経営管理の専門的な知見を有しており、職歴、経験、知識等を活かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

区 分	氏 名	当社での主な活動状況
社 外 監 査 役	三 上 安 雄	当事業年度において開催された取締役会11回中7回に出席し、監査役会7回中7回に出席いたしました。弁護士として専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社 外 監 査 役	新 田 誠	当事業年度において開催された取締役会11回中11回に出席し、監査役会7回中7回に出席いたしました。公認会計士及び税理士として専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000千円

- (注) 1. 当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会は、現在6名（社外取締役2名を含む）で構成されており、取締役会規程に定められた事項の決議及び報告を行い、迅速かつ的確な経営判断を行うため、定時取締役会は四半期に1度、年度末及び株主総会後に開催し、臨時取締役会は必要に応じて開催する。
- ・ 取締役会は、経営方針を踏まえた中長期経営計画を定め、達成すべき目標を明確化するとともに、予算管理規程に基づき策定した本社及び事業所等の年度計画、業績管理についての監督を実施する。また、その達成に向けて各担当取締役に職務を遂行させ、その結果を管理、評価する。
- ・ 経営会議は、毎月1回開催する。ただし、必要がある場合は、随時開催するものとし、取締役会の定める経営方針に基づいて、取締役社長が業務を執行するにあたり、経営に関する重要事項を協議する。

付議及び協議事項は、次のとおりとする。

- 1 取締役会の招集及び提出議案に関する事項
- 2 取締役会で決定された経営方針に基づく全般的執行方針に関する事項
- 3 経営管理全般の統制に関する事項
- 4 毎期の予算の決定及び修正に関する事項
- 5 重要な開発、研究に関する事項
- 6 職制ないし機構の新設、変更に関する事項
- 7 重要な規程の制定、改廃に関する事項
- 8 取締役会で決定された基本方針に従って行う個別的執行方針に関する事項
- 9 前各号のほか、会社全般に影響を及ぼす重要事項で、経営会議において必要と認められた事項

- ・ 執行幹部会議は、原則として年4回開催するものとし、その他必要に応じて開催する場合がある。取締役会、経営会議で決議、審議された執行に関する事項を推進するため、協議を行い、執行役員、事業所統括者、室（部）長は、執行幹部会議で協議された内容を各事業所に推進する。また、全事業所会議は、原則として年2回開催するものとし、その他必要に応じて開催する場合がある。経営者からの発信及び事業所の運営に即した内容についての議論を行う。
- ・ 組織規程、職制、指揮命令系統、業務分掌規程に従った会社組織を構築し、職務権限規程に基づく職務執行上の責任体制を確立することにより、職務の効率的な執行を図る。
- ・ 内部監査室は、事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。主管部署及び監査を

受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、連携してその対策を講ずる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。当該文書管理に関する主管部署を置き、管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法等を規程に定める。
- ・文書管理規程、機密管理規程、個人情報保護規程及び顧客情報取扱規程を定め、情報の保存及び管理に関する基本的事項を明確にし、適切かつ厳重に管理する。
- ・基幹システムをはじめとするIT（情報技術）環境の適切な整備、業務プロセスのIT化を通じて、ITの適切な管理、統制を実現することにより、経営に必要な情報を保存及び管理する体制を構築する。
- ・情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確にし、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ・マネジメント・システムを確立する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理規程等のリスクに関連する諸規程を定め、危機管理に関する基本的事項を明確にする。
- ・経営戦略上のリスクについては、必要に応じ取締役会で審議し、リスクへの対策を講じる。
- ・業務運営上のリスクについては、リスク管理委員会を設置し、専門部会として経営リスク分科会、労務・安全衛生分科会、コンプライアンス分科会、防災リスク分科会、環境リスク分科会、品質管理分科会、情報システム分科会、雇用・人事リスク分科会の8つの分科会を設置する。各分科会で審議しリスク管理委員会副委員長が統括することにより、リスクの早期発見・特定と予防及び抑制を図る。また危機が発生した場合のリスクマネジメント体制は各細則（災害対策マニュアル、危機管理マニュアル他）に従い実施する。
- ・各事業所においては、リスク管理委員会及び分科会で検討されたリスクマネジメントに関する事項の周知徹底を図り、取り組みを推進・実行する。また、担当事業におけるリスクの把握に努め、発生したリスクの低減、再発防止に取り組む。
- ・内部監査室は、リスク管理体制及びリスク管理の実施状況について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、すみやかにその対策を講ずる。

- ④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため経営理念、企業倫理規程を定め、会社全体として適用される行動規範を定める。
 - ・リスク管理規程、コンプライアンスマニュアルを定め、法令及び定款への遵守に関する基本的事項を明確にする。
 - ・法令及び定款の遵守体制の実効性を確保するため、コンプライアンス分科会を設置し、担当役員は取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るための必要な諸活動を推進し、管理する。
 - ・内部監査室は、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、すみやかにその対策を講ずる。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制については「関係会社管理規程」等で定め、子会社は自社の事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行うことを義務付けるものとする。
 - ・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、当社は子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的、統括的に管理するものとする。
 - ・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制については、当社は子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させるものとする。
 - ・子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制については、グループ会社全体の内部統制を担当する部門を経営企画室とし、グループ会社各社における内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要なグループ各社への管理・指導を実施する。当社は子会社に監査役を置き業務の妥当性、有効性について監査を実施する。また、子会社の取締役の職務執行についても、監査する体制を構築させるものとする。
 - ・その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制については、当社の監査役及び管理部は、子会社の業務の適正について調査するものとする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査機能の充実のために、監査役会からの要請に応じて、監査役の業務補助のためスタッフを置くこととする。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役を補助する使用人は、監査役の指示に従って、その監査職務の補助を行うものとし、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。
 - ・ 当該使用人の人事異動及び人事評価においては、監査役会の同意を得ることとして、独立性の確保を図ることとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役及び使用人は、法定事項の他、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項、内部監査室の活動概要、内部統制に関する活動概要の状況を監査役に報告する。
 - ・ 監査役と代表取締役、取締役との連絡会を定期的に行われ、監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。また、代表取締役等は、コンプライアンス上問題のある事項、法令及び定款に違反するおそれのある事項及び当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項等が発生した場合は、これらを直ちに監査役及び監査役会に報告する。
 - ・ 監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととする。

- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項
- ・ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等所要の費用の請求を受けた時は、監査役の実行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担する。
- ⑩ その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、内部監査室及び会計監査人との十分な連携を図る。監査役及び監査役会が必要に応じて取締役等に問題提起できるよう、監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は重要な意思決定過程及び業務の執行状況を把握するための執行幹部会議等の重要会議に出席する。
 - ・ 監査役は、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスク評価及び監査重点項目等について、情報や意見を交換するなどして緊密な連携を図り、効率的な監査を実施する。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 経理規程類を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価に関する基本方針書」を定め、報告の信頼性を確保する。
 - ・ 仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正措置を行い、金融商品取引法及びその他関連法令等に対する適合性を確保する。
 - ・ 2023年4月に企業会計審議会にて公表された改訂「内部統制基準・実施基準」を受け、第一義的な「財務報告の信頼性」に加え、組織内及び組織外部へのサステナビリティ等の非財務情報を含む報告の信頼性確保にも留意する。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ・ 当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固とした姿勢で臨むことを「企業倫理規程」に定め、関係排除に取り組む。
 - ・ 反社会的勢力に対しては、業界、地域社会と協力し、また、警察、顧問弁護士等の関係機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当社では、「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。当社の取締役会は、当事業年度において11回開催され取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席しました。その他監査役会は7回、執行幹部会議は4回、全事業所会議は2回、他に課題別の個別会議が複数回開催されました。また、衛生委員会は12回実施されました。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、監査役会を7回開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席し取締役及び使用人と対話を行い、また内部監査室、会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査役は、日常的な対話により取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、管理部、経営企画室、内部監査室、人事部、食品衛生管理室の各管理職と個別に会議を行い、会社内の課題について意見交換を行いました。

内部監査室は、期初に策定した内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況、事業活動の効率性及び有効性について内部監査を実施し、その結果及び改善状況を取締役社長及び常勤監査役に報告しました。また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価」を実施しました。

当社の内部通報制度である「ホットライン」については、人事部から全従業員に対し継続して周知しています。さらに、内部監査室にて整備状況、運用状況の有効性について評価を実施し、その結果及び改善状況を取締役社長及び常勤監査役に報告しました。また、取締役会において、取締役社長から内部監査結果の報告を行っています。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,928,851	流 動 負 債	2,844,781
現 金 及 び 預 金	3,376,397	買 掛 金	270,923
売 掛 金	771,219	短 期 借 入 金	600,000
有 価 証 券	1,000,000	1年内返済予定の長期借入金	207,755
商 品 及 び 製 品	50,221	リ ー ス 債 務	715
仕 掛 品	19,382	未 払 金	335,077
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	289,718	未 払 費 用	283,611
前 払 費 用	128,208	未 払 法 人 税 等	219,054
そ の 他	293,719	契 約 負 債	149,875
貸 倒 引 当 金	△16	預 り 金	49,129
固 定 資 産	4,544,296	短 期 預 り 保 証 金	159,206
有 形 固 定 資 産	2,780,464	賞 与 引 当 金	114,078
建 物	949,222	店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	239,554
構 築 物	95,291	資 産 除 去 債 務	215,800
車 両 運 搬 具	0	固 定 負 債	2,611,933
器 具 及 び 備 品	201,196	長 期 借 入 金	1,285,500
土 地	568,897	リ ー ス 債 務	2,585
リ ー ス 資 産	3,245	退 職 給 付 引 当 金	928,515
建 設 仮 勘 定	776,617	資 産 除 去 債 務	395,333
美 術 骨 董 品	185,994	負 債 合 計	5,456,715
無 形 固 定 資 産	49,544	純 資 産 の 部	
借 地 権	5,417	株 主 資 本	4,964,861
ソ フ ト ウ エ ア	19,686	資 本 金	100,000
電 話 加 入 権	3,123	資 本 剰 余 金	2,911,035
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	21,316	資 本 準 備 金	2,372,724
投 資 そ の 他 の 資 産	1,714,287	そ の 他 資 本 剰 余 金	538,310
投 資 有 価 証 券	169,153	利 益 剰 余 金	1,957,235
長 期 前 払 費 用	5,737	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,957,235
繰 延 税 金 資 産	502,078	繰 越 利 益 剰 余 金	1,957,235
敷 金 及 び 保 証 金	1,016,773	自 己 株 式	△3,409
そ の 他	20,544	評 価 ・ 換 算 差 額 等	50,336
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	50,336
		新 株 予 約 権	1,234
資 産 合 計	10,473,147	純 資 産 合 計	5,016,432
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	10,473,147

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		13,570,037
売上原価		5,673,637
売上総利益		7,896,399
販売費及び一般管理費		7,064,913
営業利益		831,485
営業外収益		
受取利息	14,124	
その他の	48,702	62,827
営業外費用		
支払利息	36,090	
その他の	12,147	48,237
経常利益		846,075
特別利益		
固定資産売却益	200	
事業譲渡益	24,320	24,520
特別損失		
固定資産除却損	13,653	
減損損失	16,571	
店舗閉鎖損失	2,578	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	239,720	
店舗出店中止損失	25,561	298,085
税引前当期純利益		572,509
法人税、住民税及び事業税	277,609	
法人税等調整額	△595	277,014
当期純利益		295,495

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
2025年4月1日 残 高	100,000	2,363,112	528,698	2,891,811	1,745,891	1,745,891
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	9,612	9,612		9,612		
減 資	△9,612		9,612	9,612		
剰 余 金 の 配 当					△84,151	△84,151
当 期 純 利 益					295,495	295,495
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	9,612	9,612	19,224	211,344	211,344
2026年3月31日 残 高	100,000	2,372,724	538,310	2,911,035	1,957,235	1,957,235

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2025年4月1日 残 高	△3,409	4,734,293	33,487	33,487	1,234	4,769,015
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行		19,224				19,224
減 資		-				-
剰 余 金 の 配 当		△84,151				△84,151
当 期 純 利 益		295,495				295,495
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			16,848	16,848		16,848
当 期 変 動 額 合 計	-	230,568	16,848	16,848	-	247,416
2026年3月31日 残 高	△3,409	4,964,861	50,336	50,336	1,234	5,016,432

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの
 - 時価法
 - (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 市場価格のない株式等
 - 移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ①商品
 - ・レストラン事業部及び物販事業部
 - 先入先出法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
 - ・文化事業部
 - 移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
 - ②仕掛品
 - 先入先出法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
 - ③原材料
 - 先入先出法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
 - ④貯蔵品
 - 最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)
 - ・本社、レストラン事業部及び物販事業部
 - 定率法
 - ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
 - ・文化事業部
 - 定額法
 - (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)
 - ①借地権
 - 存続期間を償却年数とする定額法
 - ②自社利用のソフトウェア
 - 社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法
 - (3) リース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- (4) 長期前払費用
定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失について、合理的に見積られる金額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生時に費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 飲食、商品販売、美術館入館料に係る収益

当社は、飲食店の経営、物販商品の製造販売、及び文化事業（美術館）の運営を主な事業としております。これらの収益は、飲食、入館等のサービスを提供した時点及び商品を顧客に引き渡した時点において顧客に支配が移転し履行義務が充足されると判断しており、当該サービスの提供及び商品を引き渡した時点で収益を認識しております。取引の対価は、概ね2ヶ月以内に受領しております。

(2) 商品券に係る収益

当社の各店舗で利用可能な商品券を顧客に販売した時点において履行義務として識別し、顧客が商品券を使用した時点で収益を認識しております。

(3) その他

顧客からの飲食代金等の事前入金された時点において履行義務として識別し、当該飲食等のサービスを提供した時点及び商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

【会計上の見積りに関する注記】

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度に計上した金額

有形固定資産 2,780,464千円

減損損失 16,571千円

(2) その他見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に各店舗を基本単位とし、資産のグルーピングを行い減損の兆候の判定を行っております。減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。回収可能価額は使用価値により測定しております。

将来キャッシュ・フローは、過去の実績と外部環境を反映して作成され、取締役会で承認された5年間の事業計画を基礎としております。

使用価値は将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスの場合は、回収可能価額を零としております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

店舗ごとの規模や立地環境、過年度における実績を踏まえた事業計画を基礎としております。事業計画の考え方については以下のとおりとなります。

レストラン事業部の売上高については、2026年3月期実績の水準を基本として見込みつつ、2025年10月2日付「新規出店に関するお知らせ」で公表いたしました「(仮称) THE UKAI とうふ屋」の収入を加算しております。一方で、同年5月19日付「店舗の閉店に関するお知らせ」で公表いたしました「東京芝とうふ屋うかい」の閉店にともない、同店の収入の控除等をおこなっております。

物販事業部の売上高については、EC販売、催事出店等を継続的に実施し、翌事業年度以降も安定的に推移するものと見込んでおります。加えて、2025年6月16日付「設備投資（「アトリエうかい」の第2工房建設）に関するお知らせ」および2026年4月6日付「設備投資（「アトリエうかい」の第2工房建設）に関する続報（詳細なお知らせ）」で公表いたしました「アトリエうかい Cafe & Factory HACHIOJI」の建設にともなう新たな収入を見込んでおります。

なお、2025年8月7日付「会社分割（簡易吸収分割）による事業の承継に関するお知らせ」で公表いたしました箱根ガラスの森美術館の事業承継にともない、文化事業部の売上高は控除しております。

人件費全般については、2026年3月期実績の水準を基本として見込みつつ、2025年5月19日に発表いたしました長期経営構想2035の構想実現のため、「人材力の強化と現場環

境の充実」に向けた取組みを引き続き、実施いたします。

また物件費については、2026年3月期実績の水準を基本として見込みつつ、同期に発生したイニシャルコストを控除し、且つ2027年3月期に発生を予定しているイニシャルコストを加算しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

事業計画による将来キャッシュ・フローの見積りに使用した条件及び仮定に変更が生じ、業績に影響がある場合には、固定資産の減損損失が計上される可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1)当事業年度に計上した金額

繰延税金資産 502,078千円

(2)その他見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の計上にあたり、将来減算一時差異及び繰越欠損金の一部又は全部が将来課税所得に対して利用できる可能性を考慮しております。繰延税金資産の回収可能性の評価においては、5年間の事業計画等から予測される将来課税所得を考慮しております。

また、将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額による繰延税金資産の回収可能性については、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)の企業の分類に基づき、該当する分類に応じて回収可能性が見込まれる繰延税金資産を計上しております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、過去の実績と外部環境を反映して作成され、取締役会で承認された事業計画を基礎としております。

事業計画に基づき当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定については、前頁の1 固定資産の減損(2)その他見積りの内容に関する情報に記載した仮定と同様になります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の課税所得の見積りに使用した条件や仮定に変更が生じ、減少した場合には、繰延税金資産の取り崩しに伴い法人税等調整額が計上される可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 9,520,837千円

2. 当座貸越契約

当社は、安定的かつ効率的な資金調達を行うため、取引金融機関9行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	2,300,000千円
借入実行残高	600,000千円
差引未実行残高	1,700,000千円

【損益計算書に関する注記】

減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
1 店舗	建物等	神奈川県

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に各店舗を基本単位とし、資産のグルーピングを行い減損の兆候の判定を行っております。減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当事業年度の割引前キャッシュ・フロー及び回収可能価額の見積りは、【会計上の見積りに関する注記】に記載した仮定を加味した最善の見積りにより実施しております。

その結果、収益性の低下により投資額の回収が見込めない資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に16,571千円計上しております。その内訳は建物11,098千円、構築物272千円、器具及び備品5,201千円であります。

なお、資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスの場合は、回収可能価額を零としております。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	5,611,540株	5,400株	一株	5,616,940株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加5,400株は、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものです。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,443株	一株	一株	1,443株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

2025年6月27日開催の第43回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 84,151千円
- ・ 1株当たり配当額 15円
- ・ 基準日 2025年3月31日
- ・ 効力発生日 2025年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるものは、定時株主総会において次のとおり付議いたします。

2026年6月26日開催予定の第44回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 84,232千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 15円
- ・ 基準日 2026年3月31日
- ・ 効力発生日 2026年6月29日

4. 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
2007年新株予約権	普通株式	700株	一株	一株	700株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
賞与引当金	40,418
退職給付引当金	328,973
店舗閉鎖損失引当金	84,874
借地権	19,516
減損損失	269,610
資産除去債務	216,524
その他	58,976
繰延税金資産小計	1,018,891
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△457,622
評価性引当額小計	△457,622
繰延税金資産合計	561,269
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△36,215
資産除去債務に対応する除去費用	△22,976
繰延税金負債合計	△59,191
繰延税金資産純額	502,078

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、新規出店や既存店舗の改装等の設備投資計画及び安定した手元資金を確保するための資金計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は短期的な預金等に限定しております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約に伴うものであります。

長期借入金は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で11年であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません（(注1)を参照ください）。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、有価証券、買掛金、短期借入金、未払金、未払費用、預り保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	169,153	169,153	－
(2) 敷金及び保証金	1,016,773	794,954	△221,818
資産計	1,185,926	964,108	△221,818
(1) 長期借入金(※1)	1,493,255	1,452,161	△41,093
負債計	1,493,255	1,452,161	△41,093

(※1) 流動負債に含まれている長期借入金を含めております。

(注1) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	0

これらについては「その他有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券 その他の有価証券 株式	169,153	－	－	169,153
資産計	169,153	－	－	169,153

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	794,954	－	794,954
資産計	－	794,954	－	794,954
長期借入金	－	1,452,161	－	1,452,161
負債計	－	1,452,161	－	1,452,161

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	レストラン 事業部	物販 事業部	文化 事業部	
飲食収入	10,762,467	－	105,127	10,867,594
商品売上高	260,261	1,994,804	183,682	2,438,747
入場料等収入	－	－	263,694	263,694
顧客との契約から生じる収益	11,022,729	1,994,804	552,503	13,570,037
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	11,022,729	1,994,804	552,503	13,570,037

店舗別区分

(単位：千円)

	報告セグメント			合 計
	レストラン 事業部	物販 事業部	文化 事業部	
うかい鳥山	1,229,191	－	－	1,229,191
とうふ屋うかい大和田店	465,060	－	－	465,060
とうふ屋うかい鷺沼店	550,402	－	－	550,402
東京芝とうふ屋うかい	2,566,193	－	－	2,566,193
銀座 kappou ukai 肉匠	289,722	－	－	289,722
六本木 kappou ukai	305,372	－	－	305,372
八王子うかい亭	774,988	－	－	774,988
横浜うかい亭	983,695	－	－	983,695
銀座うかい亭	1,221,482	－	－	1,221,482
あざみ野うかい亭	758,237	－	－	758,237
表参道うかい亭	872,400	－	－	872,400
グリルうかい丸の内店	343,194	－	－	343,194
ル・プーレ ブラッスリーうかい	185,807	－	－	185,807
六本木うかい亭	386,668	－	－	386,668
その他	90,311	－	－	90,311
物販事業	－	1,994,804	－	1,994,804
箱根ガラスの森	－	－	552,503	552,503
顧客との契約から生じる収益	11,022,729	1,994,804	552,503	13,570,037
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	11,022,729	1,994,804	552,503	13,570,037

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	722,577
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	771,219
契約負債（期首残高）	154,342
契約負債（期末残高）	149,875

(注) 顧客との契約から生じた債権には、顧客が支払方法としてクレジット会社等の第三者による支払を選択した場合の債権額である未収入金を含めておりません。

契約負債は、顧客に商品券を販売及び顧客から飲食代金等の事前入金により受け取った分の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当社が発行した商品券及び飲食代金の事前入金の残存履行義務に配分した取引価格の総額は149,875千円であり、今後10年の間で収益の認識が見込まれます。

【関連当事者との取引に関する注記】

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高
主要株主	京王電鉄(株)	13.70	資本関係 取引関係	内装工事費の立替(※1)	220,000	立替金	220,000

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(※1) 当該取引は、京王電鉄株式会社との協定に基づく発注事務の受託に伴う工事費の立替であり、工事完了後に精算することとしております。

(注1) 当該取引に係る条件の変更はありません。

【1株当たり情報に関する注記】

- 1株当たり純資産額 893円10銭
- 1株当たり当期純利益 52円64銭

【その他の注記事項】

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約期間に応じて、1年から40年と見積り、割引率は0.1%から3.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	437,715千円
時の経過による調整額	3,284千円
資産除去債務の履行による減少額	△52,815千円
見積りの変更による増加額	222,948千円
期末残高	<u>611,133千円</u>

4. 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

店舗の原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復費用の新たな情報を入手したことにより見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務残高に222,948千円加算しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

株式会社うかい
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大橋 佳之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 良孝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社うかいの2025年4月1日から2026年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第44期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

株式会社 うかい 監査役会

常勤監査役 (社外監査役) 佐藤喜彦 ㊟

常勤監査役 渡辺登美男 ㊟

監査役 (社外監査役) 三上安雄 ㊟

監査役 (社外監査役) 新田誠 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、中長期的な配当の継続と財務基盤の健全性の確保とのバランスを勘案し、株主の皆様へ適正に利益還元することを基本方針としております。

第44期の期末配当につきましては、将来の事業展開に必要な内部留保の水準や財務基盤の強化等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金15円
配当金総額84,232,455円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2026年6月29日

第2号議案 取締役8名選任の件

現任の取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、取締役2名を増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	紺野俊也 (1964年6月27日生)	1988年11月 レストランパンタグリュエル入社 1991年3月 当社入社 1993年11月 当社横浜うかい亭副料理長 1996年9月 当社横浜うかい亭料理長 2003年3月 当社洋食事業部総料理長 2006年3月 当社執行役員洋食事業部総料理長 2006年7月 当社執行役員洋食事業部副部長 2008年3月 当社執行役員洋食事業部長 2008年6月 当社取締役洋食事業部長 2009年12月 当社取締役洋食事業部長兼営業推進室長 2011年2月 当社常務取締役営業本部長 2012年5月 当社常務取締役営業本部長兼海外戦略室長 2012年11月 当社常務取締役営業本部長 2014年5月 当社常務取締役営業本部長兼営業戦略室長 2014年11月 当社常務取締役営業本部長 2016年2月 当社専務取締役営業本部長 2017年3月 当社専務取締役事業本部長兼経営企画室担当 2020年6月 当社代表取締役専務事業本部長兼経営企画室担当 2021年6月 当社代表取締役社長 2025年4月 当社代表取締役社長事業運営部門管掌 2025年4月 (株)UKALzm corporation取締役（現任） 2026年4月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) (株)UKALzm corporation取締役	6,200株
	(取締役候補者とした理由) 入社以来、飲食事業に従事し、洋食事業部総料理長、洋食事業部長、事業本部長兼経営企画室担当等の要職を歴任し、現在は代表取締役社長として経営全般を統括しております。 これまで培ってきた豊富な業務経験と企業経営全般に関する知見を活かし、当社の経営判断において中心的な役割を担っていることから、引き続き取締役候補者といいたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
2	まつざき しろやす 松 崎 城 康 (1970年12月28日生)	1995年 4月 日本水産観光(株)入社 1996年 8月 (株)バーニーズジャパン入社 2000年 2月 当社入社 2004年 5月 当社横浜うかい亭店長 2005年10月 当社あざみ野うかい亭店長 2009年12月 当社洋食副事業部長兼あざみ野うかい亭店長 2011年 2月 当社執行役員営業推進室長 2012年 9月 当社執行役員和食事業部長 2016年 2月 当社執行役員和食事業部長兼営業推進室長 2017年 3月 当社執行役員企画推進部長兼営業推進室長 2019年 5月 当社執行役員企画推進部長 2020年 6月 当社取締役企画推進部長 2021年 6月 当社取締役執行役員企画推進部長 2022年 6月 当社取締役常務執行役員統括本部長 2024年 4月 当社常務取締役統括本部長 2025年 4月 当社専務取締役本社管理部門管掌 2026年 4月 当社専務取締役事業運営・管理管掌 (現任)	4,300株
(取締役候補者とした理由) 入社以来、飲食店舗運営および企画業務に従事し、店長、事業部長、企画推進部長等を歴任し、現在は事業運営および管理部門全般を管掌しております。 これまで培ってきた豊富な業務経験と知見を活かし、事業運営および経営基盤の強化に重要な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
3	ささの ゆういちろう 笹野 雄一郎 (1971年1月12日生)	1992年4月 菱栄観光開発(株)入社 2000年3月 当社入社 2003年10月 当社ウカイリゾート料理長 2007年2月 当社銀座うかい亭料理長 2011年3月 当社銀座うかい亭総料理長 2013年10月 当社洋食事業部総料理長 2016年2月 当社執行役員洋食事業部総料理長 2018年8月 当社執行役員総料理長兼海外戦略室長 2020年4月 当社執行役員飲食事業部長 2020年6月 当社取締役飲食事業部長 2021年6月 当社取締役執行役員飲食事業部長 2022年6月 当社取締役執行役員レストラン事業部長 2024年4月 当社常務取締役事業本部長 2025年4月 当社常務取締役事業開発担当 2025年4月 (株)UKAlzm corporation代表取締役社長 (現任) 2026年4月 当社常務取締役事業開発管掌 (現任) (重要な兼職の状況) (株)UKAlzm corporation代表取締役社長	3,300株
(取締役候補者とした理由) 入社以来、飲食店舗運営の業務に従事し、料理長、洋食事業部総料理長、海外戦略室長、レストラン事業部長等を経て、現在は常務取締役として、事業開発を主導し、新たな事業の創出および立ち上げに関する経営判断を担っております。 これまでの業務経験を通じて培った知見を活かし、当社の成長に向けた事業展開に重要な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
4	<p style="text-align: center;">みねお どのる 峰 尾 亨</p> <p>(1956年5月17日生)</p>	<p>1976年6月 ㈱うかい鳥山(現:当社) 入社 1996年5月 当社八王子うかい亭店長 2002年6月 当社河口湖オルゴールの森館長 2003年9月 当社銀座うかい亭店長 2005年6月 当社洋食事業統括部長 2005年11月 当社執行役員洋食事業部長 2006年2月 当社取締役 2006年3月 当社常務取締役 2008年3月 当社常務取締役営業推進室長 2009年12月 当社常務取締役経営企画室長 2010年5月 ㈱河口湖うかい取締役 2012年11月 当社常務取締役 2014年5月 当社常務取締役管理本部長 2018年2月 当社常務取締役管理本部長兼文化事業部担当 2021年6月 当社常務取締役執行役員管理本部長 2021年10月 当社常務取締役執行役員管理本部長兼文化事業部長 2022年6月 当社取締役専務執行役員文化事業部担当兼渉外担当 2024年4月 当社専務取締役文化事業部担当兼渉外担当 2025年4月 当社取締役事業運営部門管掌/相談役兼渉外担当 2025年10月 当社取締役相談役兼渉外担当 (現任)</p>	5,980株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>入社以来、飲食店舗および美術館の運営をはじめ、事業運営全般に携わり、店長、館長、洋食事業部長、管理本部長等を経て、現在は取締役として経営に参画しております。 これまで培ってきた豊富な業務経験と知見を活かし、経営全般における判断および助言を通じて、当社の安定と企業価値の維持・向上に重要な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5 ※	うかい けんすけ 鵜飼 健介 (1990年7月26日生)	2016年4月 キッコーマン(株)入社 業務用営業本部営業企画部配属 2019年12月 同社シンガポール現地法人(Kikkoman Trading Asia Pte Ltd)出向Singapore Malaysia Country Manager 2024年4月 当社入社 事業本部配属 2025年4月 当社物販事業部配属 2025年7月 当社物販事業部マネージャー 2026年1月 当社人事部付(事業開発担当)課長(現在)	一株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>鵜飼健介氏は、海外の大学(経済学部)を卒業後、キッコーマン株式会社に入社し、業務用営業本部において商品開発および営業企画業務に従事いたしました。その後、同社のシンガポール現地法人へ出向し、Singapore Malaysia Country Managerとして、商品開発、製造、販売および物流を含む事業運営全般に携わるなど、海外における事業運営に関する知見と経験を有しております。</p> <p>当社入社後は、事業本部および物販事業部において、商品開発や新規企画の立ち上げ等を推進してまいりました。</p> <p>当社は今後の成長に向け、事業のさらなる発展および事業領域の拡大に取り組んでおり、海外における事業機会の検討および展開に向けた取り組みも進めております。こうした取り組みにおいて、同氏のこれまでの経験を活かし、特に海外における事業展開や事業運営に係る施策の推進に加え、経営の意思決定にも貢献することが期待されることから、取締役候補者いたしました。</p> <p>なお、同氏は当社創業家の一員として、当社の理念および企業文化への理解を有しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
6	な が た 田 正 (1952年1月23日生)	1974年4月 京王電鉄(株)入社 2000年6月 同社関連事業部長 2002年6月 同社総合企画本部グループ事業部長 2003年6月 同社人事部長 2004年6月 同社取締役人事部長 2005年6月 同社取締役総合企画本部経営企画部長 2007年6月 同社常務取締役総合企画本部長 2009年6月 同社代表取締役社長 2015年6月 同社代表取締役会長兼社長 2016年6月 同社代表取締役会長 2022年5月 ウエルシアホールディングス(株)社外取締役 2022年6月 当社取締役 (現任) 2022年6月 京王電鉄(株)相談役 (現任) (重要な兼職の状況) 京王電鉄(株)相談役	一株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 上場企業の経営トップとして長年にわたり企業経営に携わり、経営企画や人事を含む幅広い分野において豊富な経験と知見を有しております。 これまで培ってきた経営全般に関する知見を活かし、経営経験に基づく客観的な視点から当社の経営に対して助言を行うとともに、取締役会における審議の充実および経営判断の妥当性確保に貢献していることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
7	<p style="text-align: center;">あらけだ かずや 荒ヶ田 和也 (1957年5月11日生)</p>	<p>1980年4月 トリンプインターナショナルジャパン(株)入社 1986年12月 アサヒビール(株)入社 2005年9月 同社首都圏本部総合酒類副本部長 2006年9月 同社北海道統括支社長 2008年9月 同社東京支社長 2009年4月 同社東京支社長兼首都圏本部副本部長 2010年3月 同社執行役員東京支社長兼首都圏業務用統括本部 副本部長 2011年4月 同社執行役員首都圏業務用統括本部本部長兼東京統 括支社長 2011年9月 同社執行役員首都圏業務用統括本部本部長 2014年3月 同社常務執行役員首都圏統括本部長 2017年3月 同社専務執行役員首都圏業務用統括本部長 2018年3月 同社専務執行役員近畿圏統括本部長 2020年3月 同社専務執行役員営業本部副本部長 2021年4月 曲メ高橋水産(株)顧問 2023年6月 当社取締役 (現任) 2024年7月 カネシメホールディングス(株)取締役 (現任) (重要な兼職の状況) カネシメホールディングス(株)取締役</p>	一株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>上場企業において要職を歴任し、長年にわたり企業経営に関わる業務に携わるとともに、幅広い業務分野において豊富な経験と知見を有しております。</p> <p>これまで培ってきた知見を活かし、多様な業務経験に基づく視点から当社の経営に対して助言を行うとともに、取締役会における審議の充実および経営判断の妥当性確保に貢献していることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
8 ※	ささもり りょうこ 笹 森 良 子 (1962年2月9日生)	1984年4月 (株)三越(現：(株)三越伊勢丹)入社 2007年2月 同社専門館事業部事業推進部営業開発担当ゼネラル マネージャー 2009年4月 同社専門館事業部事業企画部長兼総務部長 2011年4月 (株)三越伊勢丹専門館事業部恵比寿店長 2013年4月 同社営業本部地域店舗事業部伊勢丹府中店営業統括 部長 2015年4月 同社営業本部三越日本橋本店営業統括部リビング・ IDS営業部長兼計画担当 2016年4月 同社執行役員営業本部商品統括部リビング統括部長 兼統括部付(コンプライアンス担当) 2018年4月 同社参与関連・不動産事業本部付兼(株)三越伊勢丹プ ロパティ・デザイン 商業施設部 2019年4月 (株)三越伊勢丹ホールディングス参与 2019年4月 (株)エムアイ友の会代表取締役社長 2021年4月 (株)三越伊勢丹ホールディングス参与 取締役会室監 査委員会運営グループ監査担当 2024年9月 (株)FPG顧問 2024年12月 (株)FPG社外監査役(現任) 2025年6月 京極運輸商事(株)社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) (株)FPG社外監査役 京極運輸商事(株)社外取締役	一株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 流通・百貨店事業において長年にわたり事業運営に携わり、店舗運営、商品管理、組織運営に加え、コンプライアンスおよびガバナンスに関する業務にも従事するなど、幅広い分野において豊富な経験と知見を有しております。 これまで培ってきた知見を活かし、事業運営およびガバナンスの視点から当社の経営に対して助言を行い、取締役会における審議の充実および経営監督機能の向上に貢献することが期待されることから、社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
 2. 上記の候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有している者は、次のとおりであります。
 永田正氏は、当社の主要株主である京王電鉄株式会社の相談役を務めております。
 3. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 4. 永田正氏、荒ヶ田和也氏及び笹森良子氏は、社外取締役候補者であります。
 5. 永田正氏並びに荒ヶ田和也氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。笹森良子氏については、同取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
 6. 永田正氏は、当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 7. 荒ヶ田和也氏は、当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

8. 当社は、永田正氏並びに荒ヶ田和也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。永田正氏、荒ヶ田和也氏及び笹森良子氏の選任が承認された場合、当社は永田正、荒ヶ田和也の両氏との間で当該責任限定契約を更新するとともに、笹森良子氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
9. 当社は、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は会社法第430条の3第1項に規定する保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当該保険契約は2026年6月27日に更新する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役佐藤喜彦氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、大原多鶴氏は佐藤喜彦氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

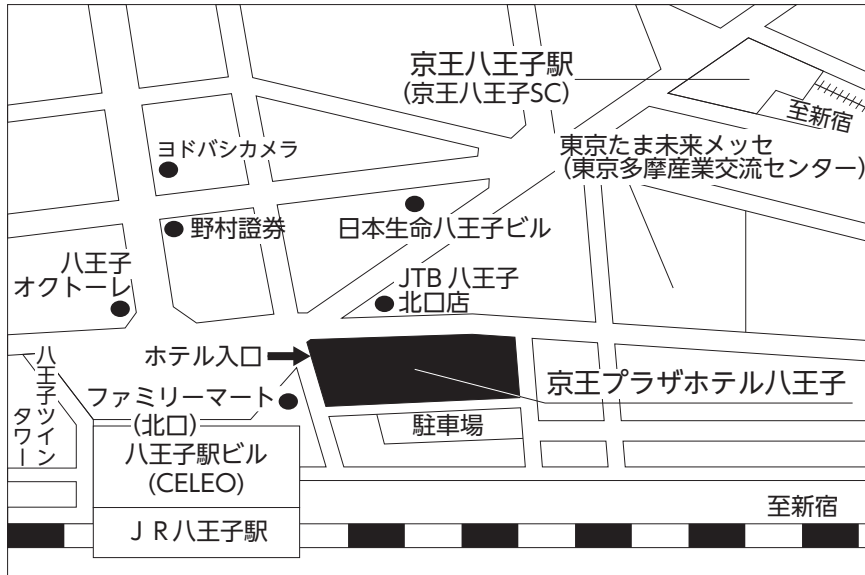
氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
おおはら たづる 大原 多鶴 (1974年8月17日生)	2000年10月 監査法人太田昭和センチュリー(現：EY新日本有限責任監査法人)入所 2004年4月 公認会計士登録 2006年2月 リソース・グローバル・プロフェッショナル・ジャパン(株)入社 2019年3月 東陽監査法人入所 2023年3月 (株)GIG社外監査役(現任) 2024年12月 (株)イメージワン社外取締役(監査等委員) (重要な兼職の状況) (株)GIG社外監査役	一株
(社外監査役候補者とした理由) 公認会計士として財務および会計に関する専門的な知見を有するとともに、監査法人における会計監査の実務経験に加え、事業会社に近い立場での業務経験を通じて、業務プロセスや内部統制の運用に対する理解を有しております。 これまで培ってきた知見を活かし、会計面に加え、業務プロセスや内部統制の運用状況について監査を行うことで、監査役会全体としての監査の実効性向上に貢献することが期待されることから、社外監査役候補者いたしました。		

- (注) 1. 上記の候補者は、新任監査役候補者であります。
2. 大原多鶴氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 大原多鶴氏は、社外監査役候補者であります。
4. 大原多鶴氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
5. 当社は、監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。大原多鶴氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。大原多鶴氏の選任が承認された場合、同氏は会社法第430条の3第1項に規定する保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は2026年6月27日に更新する予定であります。

以上

株式会社うかい 株主総会会場ご案内図

京王プラザホテル八王子 5階「翔王」
東京都八王子市旭町14番1号
TEL 042 (656) 3111



●交通のご案内：JR八王子駅北口前、京王八王子駅中央口より徒歩3分

株主総会ご出席の株主様へのお土産等の配布はございません。
何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。